

事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。

国 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

法人：**60万円**

個人：**30万円** を上限に支給

【申請期間：令和3年3月8日～令和3年5月31日】

↑ 重複不可 ↓

市 売上が減少した事業者への支援

法人：**15万円**

個人：**10万円** を上限に支給

【申請期間：令和3年3月10日～令和3年6月14日】

2021年1月の緊急事態宣言に伴い、①発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は②発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上が対前年同月比（または前々年同月比）で50%以上減少した事業者に対し、中小法人等60万円、個人事業者等30万円を上限に支給

【国】一時支援金事務局相談窓口
0120-211-240
(IP電話：03-6629-0479)
(毎日8時半～19時)



緊急事態宣言に伴い、令和3年1～3月のいずれかの月の売上が減少した事業者で、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や「福岡県感染拡大防止協力金（第1期～第4期）」の対象とならない事業者に対し、中小法人等15万円、個人事業者等10万円を上限に支給

【市】福岡市売上が減少した事業者への支援事務局
092-286-7137
(平日9時～17時)



NEW

県 福岡県感染拡大防止協力金

①中小企業（売上高に応じて）

〔第5期〕**2.5万円～7.5万円/日**

〔第6期〕**3万円～10万円/日** を支給

②大企業〔第5期・第6期〕

売上高減少額の4割/日 を支給

【申請期間：令和3年5月20日～令和3年6月19日】

県の要請に応じ、

〔第5期〕令和3年4月22日から**5月5日**
〔第6期〕令和3年5月6日から**5月19日** の全ての期間に営業時間短縮を行った要請対象施設に対し、
①中小企業は前年度又は前々年度の1日あたりの売上高に応じて
〔第5期〕2.5万円～7.5万円/日
〔第6期〕**3万円～10万円/日**
②大企業は前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割/日（第5期、第6期で上限が異なる）を支給

【県】福岡県感染拡大防止協力金
コールセンター
0120-567-918
(毎日9時～17時)



市 来店型の施設等への支援

感染症対策強化経費 に対し

60万円 を上限に支給

※消耗品は対象外

※国・県・市から同様の助成がある事業を除く

【申請期間：令和3年3月10日～令和3年6月30日】

来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の3分の2、60万円（うち、物品・サービス導入経費は上限20万円）を上限に支援

【市】感染症対応シティ
促進事業務センター
092-707-3046
(平日9時～18時)



5月7日現在の情報です。 各支援策の詳細や最新情報、その他の支援策についての情報は、ホームページをご確認ください。
https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html

福岡市 コロナ支援

検索

事業者向けの主な支援制度

	援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金（もらえる）	<h2>雇用調整助成金</h2> <p>労働者の一時休業などにより雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成</p>	【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日8:30～17:15 【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00（土日祝日対応）
	<h2>事業者向け支援金等</h2> <h3>申請サポート事業（サポート金の支給）</h3> <p>国・県・市の事業者向け支援制度の申請手続きを、行政書士または社会保険労務士に依頼した際に生じる、行政書士または社会保険労務士に支払う報酬の一部を支援 （上限5～10万円、支援制度によって異なる）</p>	【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00～17:00 
	<h2>福岡市新規創業促進補助金</h2> <p>国の特定創業支援等事業を活用し登録免許税半額軽減を受け会社を設立した方に対し、残りの半額相当額を支援</p>	【市】経済観光文化局 創業支援課 092-711-4455 平日9:00～17:00
補助金活用	<h2>生産性革命推進事業</h2> <p>感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等への補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり補助金（新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等） ・持続化補助金（小規模事業者の販路開拓等） ・IT導入補助金（ITツール導入による業務効率化等） 	※ 詳しくはホームページをご参照ください。 【中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト】 https://seisansei.smrj.go.jp/ 
融資（かりる）	<h2>福岡市商工金融資金制度</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化特別資金（特例枠）（保証料ゼロ、融資利率1.3%） ※融資申込に際しては、事前にセーフティネット保証4号または危機関連保証の市の認定が必要となります。 	【市】中小企業サポートセンター（経営支援課） 092-441-2171 平日9:00～16:30 ※取扱金融機関（お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。）
	<h2>日本政策金融公庫の特別貸付</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・実質無利子・無担保融資（特別利子補給） ・既往債務の借換も可能（実質無利子化） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 ・衛生環境激変対策特別貸付（旅館業、飲食店営業等） ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00～17:00 ・土曜電話相談（9時～15時） 小規模事業者・個人事業主 0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478
相談したい	<h2>事業者向け共同相談窓口</h2> <p>福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口（総合受付2階） 新型コロナウイルス感染症対策として、福岡商工会議所と福岡市が連携のうえ、経営相談窓口を設置</p>	福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00～17:00（12～13時除く）
	<h2>事業者向け支援金等</h2> <h3>申請サポート事業（相談対応）</h3> <p>事業者向け支援施策に関する電話相談に対応 申請手続き方法や必要書類などの相談を希望する場合は、専用相談サポーターが無料で訪問し対応</p>	【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00～17:00